

---

---

## 組 合 旅 費 規 程

---

---

**第1条** 組合の役員・議員および組合員が組合の用務で出張する場合の旅費は、この規程によって支給する。ただし、組合外から旅費または手当を受けたものはこの規程による旅費は支給しない。

### (出張届)

**第2条** 出張しようとする者は、あらかじめ、出張伺を理事長または常務理事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、理事長が招集せる会議に出席する場合、または緊急止むを得ない事由により事前に出張届を提出することが困難な場合は、この限りではない。

### (旅費の種類)

**第3条** 旅費は交通費、休日加算日当、宿泊料、宿泊日当の4種とする。

### (利用できる交通機関)

**第4条** 交通手段は原則として、鉄道（普通車）を利用するものとし、指定席及びA寝台を含むものとする。ただし、所定外の鉄道・航空機を利用する場合は、次のとおりとする。

- ① 航空機を利用する場合  
鉄道等を利用した場合よりも1時間以上の時間短縮が可能な場合は、航空機（除くスーパーシート）を利用することができる。
- ② 鉄道グリーン、航空機スーパーシート及び船舶グリーン船室を利用する場合  
鉄道グリーン、航空機スーパーシート及び船舶グリーン船室を利用する社外の者と同行する場合、出張中に病気または負傷した場合等は、鉄道グリーン、航空機スーパーシート及び船舶グリーン船室を利用することができる。
- ③ 上記①および②の利用、鉄道における特急（新幹線を含む）、急行列車、寝台車およびタクシーを利用した場合は、領収書の添付を要す。

### (日当、宿泊料の計算)

**第5条** 削除

### (旅費の仮受および清算)

**第6条** 削除

### (宿泊料)

**第7条** 宿泊料は、宿泊出張における出張期間の泊数に応じ、1泊あたり10,000円を限度に実費(税・サービス料込み)を支給する。

- 2 次の場合には宿泊料を支給しない。
  - (1) 本人負担が発生しない場合
  - (2) 証憑資料の添付がない場合
- 3 事務所の一般職である役員・議員および組合員が休日に出張の移動をする場合で、休日出勤手当が支給されない日について、1日につき3,000円の休日加算手当を支給する。

#### (宿泊手当)

**第8条** 宿泊を伴う出張時には、1泊あたり2,000円の宿泊手当を支給する。

- 2 宿泊を伴う研修参加時にも、第4項に該当する場合を除き、宿泊手当を支給する。
- 3 社宅・寮などの会社施設に宿泊する場合や、車、船中泊の場合も宿泊手当を支給する。
- 4 次の場合には、宿泊手当を支給しない。
  - ① 自宅に宿泊する場合
  - ② 研修参加に伴う宿泊のうち、夕食及び朝食のいずれもが予め準備され、本人負担が発生しない場合
  - ③ 出張期間中の休暇、欠勤開始日以降の宿泊、帰省を開始した日から帰省終了した日の前日までの宿泊

#### (日帰り出張旅費の支給額)

**第9条** 鉄道・航空機・船およびバス・タクシー代は交通費実費を支給する。

- 2 事務所の一般職である役員・議員および組合員が休日に出張を行ない、休日出勤手当を支給されない場合は、休日加算手当3,000円を前項に定める日当のほかに支給する。

#### (宿泊料の不支給)

**第9条** 削除

#### (特別規則)

**第10条** 業務上の都合により、第4条(1)～(3)の基準によらず、所定外の鉄道・航空機を利用する場合、または特別の事情により所定の宿泊料を越えて宿泊料を支払った場合は、理事長の承認を得てその実費を支給することができる。

- 2 この規程に定めなき場合は、理事長の承認を得て支給することができる。  
なお、出向者については、出向元の旅費規程に準ずる。

## 附 則

この規程は、昭和27年12月20日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和29年4月1日から実施する。

第3条、第7条および第8条の変更は、昭和31年8月1日から実施する。

第3条別表およびただし書きの変更は、昭和35年4月1日から実施する。

第3条別表の変更は、昭和35年7月1日から実施する。

第3条別表および第6条、第7条、第8条、第9条、第10条の変更は、昭和38年4月1日から実施する。

第3条別表およびただし書きの変更は、昭和41年4月1日から実施する。

第3条別表および第8条の変更は、昭和41年8月1日から実施する。

ただし、第3条別表中鉄道運賃および船賃の変更ならびに第3条別表のただし書きの変更は、昭和44年5月10日より適用する。

第2条および第4条の変更ならびに第3条の2の新設は、昭和45年7月21日から実施する。

第3条別表の変更は、昭和46年4月1日から施行する。

第3条別表および第8条の変更は、昭和48年4月1日から施行する。

第3条別表、第8条および第9条の変更は、昭和50年4月1日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和50年9月1日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和51年4月1日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和52年7月15日から施行する。

第8条の変更は、昭和54年2月10日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和56年2月1日から施行する。

第3条別表の変更は、昭和56年10月1日から施行する。

第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条および別表の変更は、昭和58年7月1日から適用する。

第7条別表の変更は、昭和59年7月1日から適用する。

第5条、第8条の変更は、昭和60年2月10日から施行する。

第7条の変更は、昭和61年2月1日から適用する。

第7条の変更は、昭和62年7月1日から適用する。

第7条別表および第3条、第4条、第5条、第8条の変更は、平成3年2月1日より施行する。

第7条別表2（東急インの宿泊料変更）は、平成3年4月1日から適用する。

第7条別表2（東急インの宿泊料変更）は、平成5年4月1日から適用する。

第7条別表2（東急インの宿泊料変更）は、平成6年1月12日から適用する。

第3条、第5条および第7条別表1、2の変更は、平成7年1月1日から適用する。

第7条別表2（東急インの宿泊料変更）は、平成8年4月19日から適用する。

第7条、第8条の変更は、平成9年3月1日から適用する。

第7条別表2（東急インの宿泊料変更）は、平成10年4月23日から適用する。

第1条、第4条、第7条、第8条、第10条、別表1の変更は、平成11年5月23日から適用する。

第8条および別表1の変更は、平成13年2月1日から実施する。

この規程の変更は、平成15年5月21日から施行する。

第4条の変更は、平成16年1月22日から適用する。

第10条の変更は、平成21年3月1日から施行する。

第3条・第7条の変更、第8条の追加、第5条・第9条・別表1の削除は、平成25年7月1日から実施する。

この規程の変更は、2020年8月1日より施行する。

別表 1 削除